## 令和4年度第2回情報公開·個人情報保護·公文書管理審議会個人情報保護部会議事録

- 1 日 時 令和4年7月5日(火) 午前9時から午前11時20分
- 2 会 場 新潟市役所本館3階 対策室1
- 3 出席者
  - ① 委 員 高木義和委員(部会長)、内山晶委員、山本真敬委員、渡辺美弥子委員
  - ② 実施機関 渡部市民生活課長、捧主幹、鈴木主査
  - ③ 事務局 岩渕総務課長、石山室長、坂井主幹、福井副主査
- 4 議事 「住民基本台帳に関する事務についての第三者点検」 「個人情報保護法の改正について」
- 5 議事概要
- **事務局** これより令和4年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第2回個人情報保護部会を開催する。審議会規則第5条第2項の規定により、定数の半数以上の委員に出席いただいており、本会議は成立していることを報告する。なお、本日は梅津委員の日程の調整がつかず欠席となっていることを報告する。また、本日は傍聴者の方々もおられる。

本日の議題は、まず個人情報保護部会の委員の皆様に市民生活課から諮問があった特定個人情報保護評価書の点検について審議をお願いするものである。また、審議の後に事務局から報告事項として、個人情報保護法の改正等についてご報告させていただく予定である。

配付資料についての確認、本日の次第、また事前に本日使用する資料を送付してある。資料 1「諮問書」、資料2「評価書の概要」、資料3「全項目評価書の抜粋」、資料4「全項目評価書」、 最後に資料5「前回意見書」である。

ここからは部会長からお願いする。

**高木部会長** ただいまから、議事に入る。実施機関の入室をお願いする。

住民基本台帳に関する事務にかかる特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関から 説明をお願いする。

実施機関 市民生活課長の渡部である。新潟市住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)について点検をお願いしたい。主に資料2「特定個人情報保護評価書の概要(第三者点検用)」に沿って説明する。

1ページの1.特定個人情報保護評価の再実施に至る経緯について、をご覧いただきたい。 新潟市住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書については、平成29年6 月30日に第三者点検を実施し、平成29年8月18日付で公表した。

今回、事務の流れ、事務において使用するシステム、特定個人情報ファイルの内容に変更はなく、前回の評価書の記載内容に変更はない。

また、過去5年間、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法 律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規 則、第2条の各号に掲げる重大な事態が発生することなく、現在に至っている。 一方、個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化を考慮し、改めて事務の特性や情報システム構成等を踏まえ、評価書に記載する事務の内容や流れを確認し、特定個人情報ファイルの取り扱いについてのリスクや対策を検討するため、前回評価から5年経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するものである。

なお、令和4年5月2日から6月1日までの間、本評価書(案)に関するパブリックコメントを募集したが、意見がなかったことを報告する。

次の2. 特定個人情報を取り扱う事務及びシステムの基本情報以降については、担当から説明する。

**実施機関** 市民生活課の鈴木である。私から資料2の1ページの2.特定個人情報を取り扱う事務及びシステムの基本情報以降について説明する。先ほど課長の渡部が申したとおり、前回の評価書から記載内容に変更はなく、また、重大な事故が発生することもなく現在に至っている。今回は5年前の評価書の再点検となるが、お願いしたい。

資料2の1ページの2.特定個人情報を取り扱う事務及びシステムの基本情報、1.対象となる事務をご覧いただきたい。本評価書では、新潟市の住民基本台帳法関係、一般的には住民票に関係する事務について記載している。(1)事務の名称は、新潟市住民基本台帳に関する事務、(2)事務担当部署は、市民生活部市民生活課である。(3)事務の概要のとおり、住民基本台帳に関する事務では、個人番号に関する通知と個人番号カード交付等を行っている。また、2.取り扱う特定個人情報ファイルは、(1)ファイル名にあるとおり、住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、そして送付先情報ファイルの3つとなっている。

事務の大まかな流れについては、資料3の1ページをご覧いただきたい。住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容、既存住民基本台帳システムを中心とした事務の流れについて図解したものである。この図の左上に既存住民基本台帳システムという記載がある。この既存住民基本台帳システムと住民基本台帳システムの右下、中央付近に既存住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークシステムを仲介する市町村CS、コミュニケーション・サーバがあり、ここに本人確認情報ファイルと送付先情報ファイルが格納されている。

資料3の1ページ、左側中央に1-①届出等の受付から1-③更新までをご覧いただきたい。 住民基本台帳ファイルは、区役所区民生活課等の窓口にて、住民から住所等居住関係の届出を 受け、既存住民基本台帳システムにより住民票を作成し、記録したものである。住民情報の検 索や住民票の写しの交付については、資料3のフロー図2-①、3-①から③までのとおり、 情報を呼び出して交付している。

また、住民基本台帳ファイルに関して、統計処理、住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報の通知、法務省への外国人住民情報の通知、戸籍システムへの戸籍情報連携、番号法に基づく庁外との情報連携のための符号取得の各種事務を行っている。なお、本人確認情報ファイルと送付先情報ファイルは、市町村ごとに設置されているCSサーバ、コミュニケーション・サーバに格納されている。

続いて、資料3の3ページのフロー図は、(2)本人確認情報ファイル及び(3)送付先情報

ファイルを取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)を図解したものである。 この図の左から市町村、都道府県、地方公共団体情報システム機構が記載されている。本人確認情報ファイルは、住基ネットによる都道府県サーバへの本人確認情報の通知に用いられているものである。なお、本人確認情報とは、住民の氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及び異動情報で、番号法施行法以降は、個人番号も加わっている。住基ネットに関する事務としては、本人確認情報の更新、本人確認、個人番号カードを利用した転入、本人確認情報検索、地方公共団体情報システム機構への情報照会、本人確認情報整合性に係る事務、個人番号カード管理システムとの情報連携の各種事務を行っている。詳細の事務の内容については、資料3の4ページに記載しているのでご確認いただきたい。送付先情報ファイルとは、個人番号の通知カードの送付先や、住民に対する個人番号を交付する場所等を記録するファイルである。

続いて、ここからは今回の評価書案の修正点について説明する。繰り返しとなるが、今回は字句訂正となっている。資料2の2ページの3.前回の評価書から修正した内容をご覧いただきたい。修正箇所は赤字部分である。5年前の評価書では、同じシステムにも関わらず、既存住民記録システム、既存住記、記録の記のシステム、既存住基、基本の基のシステムと、評価書の中で表記が統一されていなかったため、これを既存住民基本台帳システムと表記を統一した。また、組織再編や改正等に伴い、法人名や所属名の変更に伴う名称変更も発生しているため、これを併せて修正した。

まず、資料2の2ページをご覧いただきたい。 I 基本情報、2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務における使用するシステム、①システムの名称を住民記録システム(既存住民記 録システムを住民記録システム(既存住民基本台帳システム)と評価書中の表記を統一するた めに修正したものである。

続いて、資料2の3ページの評価書14ページという項目をご覧いただきたい。こちらについては、Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)、3. 特定個人情報の入手・使用で、②入手方法のその他として、既存住記、記録の記のシステムを既存住民基本台帳システムと表現を統一して修正したものである。

続いて、資料2の4ページ、評価書15ページという項目をご覧いただきたい。こちらについては、Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、⑥委託先名として富士通株式会社新潟支社となっていたが、これは同社が昨年4月にグループ会社再編に伴い、現在の名称は富士通 Japan 株式会社新潟支社となっているため、修正したものである。

続いて、評価書17ページという項目をご覧いただきたい。 II. 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)、5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く)、移転先1、②移転先における用途に、別紙2参照と記載されている。この別紙2は、資料3の5ページの(別紙2)番号法に基づいて定める事務という項目をご覧いただきたい。5ページの真ん中よりやや下のオレンジのマーカーで付されている4つの所属名がある。1つ目が市民税課となっているが、修正前は市税事務所市民税課という所属名であった。続いて、2つ目は資産税課となっているが、修正前は資産評価課という所属名であった。3つ目は資産税課となって

いるが、修正前は資産評価課という所属名であった。最後に、4つ目は現在納税課となっているが、修正前は市税事務所納税課という所属名であったが、これらの所属については2019年度、平成31年度の本市の組織改正による修正である。

続いて、資料2の5ページに戻る。評価書18ページといる項目をご覧いただきたい。Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)、5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)移転先2として、総務部IT推進課となっていたが、こちらも今年4月の本市の組織改正により、現在は総務部情報システム課という所属名となったため、修正したものである。

続いて、同じページの評価書33ページという項目をご覧いただきたい。Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)、3. 特定個人情報の入手・使用、②入手方法として既存住基、記録の記のシステムを、こちらも表記を統一するため、既存住民基本台帳システムと改めたものである。

続いて、資料2の7ページの評価書34ページという項目をご覧いただきたい。Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル)、4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託、⑥委託先名として、修正後は富士通 Japan 株式会社新潟支社となっているが、修正前は富士通株式会社新潟支社となっていたものである。先ほども説明したとおり、同社のグループ会社再編による修正である。

続いて、評価書39ページという項目をご覧いただきたい。Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル)、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託、⑥委託先名として、こちらは現在富士通 Japan 株式会社新潟支社となっている。先ほどの説明のとおり、同社のグループ会社再編による修正である。

続いて、資料2の8ページの評価書48ページという項目をご覧いただきたい。Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)、7. 特定個人情報の保管・消去、リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク、⑤物理的対策、具体的な対策内容として、既存住基、基本の基のシステムを既存住民基本台帳システムと表記を統一したものである。

続いて、資料2の10ページの評価書66ページという項目をご覧いただきたい。V. 開示請求、問合せ、2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ、②対応方法として、修正前は行政経営課及びICT政策課という所属名となっていたが、こちらも今年の本市の組織改正により、現在はデジタル行政推進課及び情報システム課という所属名となったため、これを修正したものである。以上が、前回の評価書から修正した内容、字句訂正内容となっている。

続いて、前回の個人情報保護審議会でいただいた意見を反映した点について説明する。こちらについても、赤字部分を追記や修正したものである。前回、平成29年8月18日付で公表した評価書に反映している。資料5の前回の審議会後にいただいた、特定個人情報保護評価書の点検について(意見)と、資料2の10ページ、4. 前回の審議会のご意見を反映した内容を併せてご覧いただきたい。資料5の1つ目のご意見、I. 基本情報の2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムのうち、システム4(汎用連携データベースシ

ステム)の③他のシステムとの接続については、その他の内容として接続される他のシステムの記載をすることが望ましい、とのご意見をいただいた。こちらについては、資料2の10ページの評価書5ページという項目をご覧いただきたい。前回の評価書では、その他の内容として記載していなかったが、このご意見を踏まえ、既存業務システムと追記した。

続いて、資料5の2つ目のご意見、I. 基本情報の2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムのうち、システム6 (コンビニ交付システム)の③他のシステムとの接続については、その他として、証明書交付センターシステムに対して証明書情報等の連携を行う旨の記載とすることが望ましい、とのご意見いただいた。こちらについては、資料2の11ページの評価書6ページという項目をご覧いただきたい。前回の評価書では、庁内連携システムと既存住民基本台帳システムとの接続としていたが、このご意見を反映させ、その他として機構が管理する、証明書交付センターのシステムと追記した。

続いて、資料5の3つ目の意見、住民基本台帳ファイルにかかる、Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要の3.特定個人情報の入手・使用のうち、②入手方法について、その他の内容として、具体的に記載をすることが望ましい、とのご意見をいただいた。こちらについては、資料2の11ページの評価書14ページという項目をご覧いただきたい。前回の評価書では、その他の内容の記載をしていなかったが、このご意見を踏まえ、既存住民基本台帳システムと追記した。

続いて、資料5の4つ目のご意見、住民基本台帳ファイルにかかる、Ⅲ.特定個人情報ファ イルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策のうち、2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ トワークシステムを通じた入手を除く。)のリスク1:目的外の入手が行われるリスクについて は、措置の内容として、対象者以外の情報は入手できないよう、仕組みとして担保されている、 と記載されており、また、リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクにつ いては、措置の内容として、特定の権限以外は利用できない仕組みが構築されている。と記載 されているが、どのように仕組みを構築することにより担保されているかがわかるよう記載す ることが望ましい、とのご意見をいただいた。こちらについては、資料2の12ページの、前 半のリスク1については、評価書41ページという項目を、後半のリスク4については、評価 書42ページの項目をご覧いただきたい。まず、前半のリスク1については、前回の評価書で は、住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保さ れている、と記載していたが、ご意見を反映させ、住基ネットを通じて本人確認情報を検索す る際に、検索条件として少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と 生年月日の組み合わせ)の指定を必須とすることで、対象者以外の情報を入手できない仕組み となっている、と改めた。また、関連事項として、必要な情報以外を入手することを防止する ための措置の内容についても、前回の評価書では、住基ネットを通じての入手は対象者以外の 情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている、と記載していたが、このご意見を反 映させ、住基ネットを通じて本人確認情報を検索する際、機構にて利用者がシステムへアクセ スした際に残されるアクセスログを記録していることの通知と、検索の目的が法令に基づくも のであるかの確認をメッセージにて行うことで、不正の操作を抑止している、と記載を改めた。

また、後半のリスク4については、前回の評価書では、住基ネットを介して取得する場合は、

特定の権限者以外は利用できない仕組みが構築されている、と記載していたが、ご意見を反映 し、住基ネットを介して取得する場合は、利用者ごとに業務に応じて権限設定を必須とする仕 組みにより、特定の権限者以外は利用できないようになっている、と記載を改めた。

続いて、資料5の5つ目のご意見である。住民基本台帳ファイルにかかる、III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策のうち、2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)のリスク2:不適切な方法で入手が行われるリスクについては、システムへのアクセス時には、処理事由(転入、転出、区間異動等)によってアクセスログに残された内容から処理内容を認識することができる、と記載とされているが、新しいシステムにおいては、システムを所管する市民生活課で履歴を確認することが可能になるという趣旨が分かるような記載を追加することが望ましい、とのご意見をいただいた。こちらにつきましては、資料2の13ページの評価書41ページという項目をご覧いただきたい。前回の評価書では、システムへのアクセス時には、処理事由(転入、転出、区間異動等)によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識することができる、と記載していたが、ご意見を反映させ、市民生活課では、利用者がシステムへアクセスした際に残される、職員コード、端末ID、アクセス時間、処理事由(転入、転出、区間異動等)等のアクセスログの内容から、利用者の処理目的を常に確認することができる、と記載を改めた。

続いて、資料5の6つ目のご意見、住民基本台帳ファイルにかかる、Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策のうち、3. 特定個人情報の利用のリスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクについては、委託契約書において、個人情報が記録された資料等を複写や複製してはならない旨明記しているとあるが、委託先が複写や複製を行った場合の対応について契約書に明記されているのであれば、そのことについても評価書に記載することが望ましい、とのご意見をいただいた。こちらについても、資料2の14ページの評価書43ページという項目をご覧いただきたい。前回の評価書では、委託先に対しては、契約書において委託元の指示又は承諾なしに個人情報を記録された資料等を複写し、又は複製してはならない旨明記している、と記載していたが、こちらもご意見を反映させ、また、これに違反した場合は契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる旨明記している、と記載を改めた。

続いて、資料5の7つ目のご意見である。本人確認情報ファイルにかかる、Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策のうち、3. 特定個人情報の利用のリスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクについては、ユーザー認証の具体的な管理方法について、生体認証による操作者認証を行うと記載されているが、他の類似の箇所等の整合性を考慮し、静脈認証による操作者認証を行うとすることが望ましい、とのご意見であった。こちらについても、資料2の14ページの評価書51ページをご覧いただきたい。前回の評価書では、生体認証による操作者認証を行うと記載していたが、ご意見を反映させ、静脈認証による操作者認証を行うと修正した。

また、関連として資料2の15ページの評価書58ページという項目をご覧いただきたい。 こちらにも生体認証によるという記載があったため、静脈認証による操作者認証を行うと修正 した。

以上が、資料2に沿って、今回の評価書案にも字句訂正内容や前回の審査会にていただいた 意見を反映した箇所について説明した。ご審議をお願いしたい。

**高木部会長** ただいまの説明に対し、ご質問があればお願いする。質問でなくても、ただいまの 案件について、委員の皆様のご意見を伺うことにしたい。

確認で、1回目と比較して今回のシステムに関する内容は、表現の部分を除いて前回と同じであると考えて問題ないのか。

実施機関 問題ない。

**高木部会長** 最近USBによる持ち出しが話題になっていたが、これまでそういったリスクに配慮しているという趣旨の回答をいただいているが、ここの表現を見ていると、「このように対処する」と書かれている箇所が非常に多い。他市町村でのUSBを持ち出した場合の対応を見ていると、契約を無視して物事が行われている。新潟市において物理的な持ち出しは禁止しているという基本的なことに関して問題がないと、そう理解してよろしいか。

**実施機関** 本市では幸いにも尼崎市のような事態に陥ることなく、問題なく住民基本台帳システムを運用している。

**高木部会長** 委員の皆さん、ご意見があったらお願いしたい。

**山本委員** 今の件に関連するが、すでにされているかもしれないが、受託者に通知や注意喚起を していただきたい。

**実施機関** 今ほどの件で、私ども市民生活課ではないが、総務部情報システム課より尼崎での事 案について全庁に向けて注意喚起した。

**内山委員** 差し支えない範囲で教えていただきたい。1点目に、アクセスログを取っているということだが、アクセスログについて、定期的に若しくは抜き打ちで確認するということをされているのか。2点目に、重大事故が起きなかったということだが、重大ではない事故があったのかどうか。

**実施機関** 1つ目のアクセスログについては、情報システム課主導で住民基本台帳システムも含めて全業務システムについて、半年に1回程度、アクセスログの点検をしており、住民基本台帳システムのログを私が採取し、情報システム課に提出し内容を精査された。

2つ目の事故については、私は昨年4月から市民生活課に配属となったが、これまで事故と 言われるものは幸いにして経験していない。

**渡辺委員** 先ほどの話に関連して、USBの持ち出しのニュースを聞いたときに、そんなに簡単に事業者が個人情報を持ち出すことができるのかと不安を感じた。事業者が個人情報を持ち出すことは、ありえることなのか。

**実施機関** 市民生活課所管の住民基本台帳システムでは、事業者がデータの持ち出しはまずあり えない。事業者がデータを持ち出すことがないのが現状である。補足すると、そもそも事業者 がデータを持ち出す必要がなく、運用支援業者も新潟市の庁内ネットワーク上で作業をしてい るため、住民基本台帳システムの受託者・富士通 Japan 株式会社の作業員が個人情報を持ち出 して外部で作業する必要性がまったくない状況であるため、そもそも論で個人情報を持ち出し することがないということが現状である。

- **実施機関** 全体を通しての補足になるが、我々本日説明したものが、主に住民基本台帳に関する 事務ということで報告をしている。市の全庁的に係る情報のあり方は、先ほど担当の鈴木が申 し上げたように、総務部情報システム課が管轄しており、そこでさまざま職員向けに通知や通 達により注意喚起を促しており、職員の個人情報のあり方ということについても細かな決まり があるため、それに則って実施している。
- **高木部会長** 委託に関して、委託先の会社名が変更になっているということだが、1次の下請け と2次の下請けではかなり当事者の意識が薄れてくるものである。契約締結後の関与は、1次 の下請けを信頼して、特段関与はしないということが現状なのか。
- 実施機関 今ほどの質問に対して、先ほどの富士通株式会社と富士通 Japan 株式会社の関係は、 グループ会社の再編によるもので、いわゆる受託者と再委託先との関係ではない。会社名の変 更程度の認識である。

また、ご懸念されていることについては、住民基本台帳システムですと、実際に再委託先として協力会社があり、この協力会社についても秘密保持誓約書を私ども宛に提出している。

- **高木部会長** 考えられる対応は進んでいると。
- **実施機関** こちらも情報システム課の指導もあり、再委託先がある場合、秘密保持誓約書の提出 を要求している。
- 高木部会長 富士通 Japan 株式会社という名前に変わったときに、それが担当部署だけで修正して対応しているのか、それとも現場までこの名前で間違いないという確認をしているか。
- **実施機関** 先ほどの富士通 Japan 株式会社については、富士通 Japan 株式会社よりグループ会 社の再編があるということで、文書を受領している。それを基に実際に年1回の運用支援の委 託契約の締結があるため、そちらに反映させている。
- **高木部会長** 了解した。質問の趣旨は、契約を作ったから一件落着というような感じではなくて、 実際にそれが有効に働いているかどうかというチェックまで、目が届くとより効率的にできる のではないかなと。

その他に委員から質問はあるか。

- **山本委員** システムは前回から大幅な変更はないということだが、システムの陳腐化ということ もこの先あるかもしれない。将来的にシステムが大きく変わる予定はあるか。
- **実施機関** 一般論として、業務システムというものは賞味期限という言い方が正しいのかどうか、概ね10年運用して、10年運用したら制度改正や委員のご指摘のシステムの陳腐化というものを検討しつつ、システム更改を検討する時期になると考える。現行の住民基本台帳システムは運用開始からまだ5年目で、通常で考えると、まだ陳腐化する時期ではないという認識である。
- **山本委員** 承知した。次の特定個人情報保護評価書の見直しのときには、システムが変更される 可能性もあると。
- **実施機関** 次の特定個人情報保護評価書をご審議いただく際には、変更が発生されていると考える。

高木部会長 他にご意見はないか。なければ、ただいまの案件について、個人情報保護部会の意見を取りまとめることとしたい。意見については、部会長に一任いただければ文言等を整理したうえで事務局から通知させていただくことにしたいが、よろしいか。その際、評価書の内容の確認が多かったため、評価書については意見なしという整理になるかもしれないことを再確認させていただきたい。

これで議題については終了する。実施機関の皆様ご苦労さまでした。退場をお願いする。

**高木部会長** ここで10分程度、休憩とする。

高木部会長 審議会を再開する。

事務局 ここより課長が出席する。総務課長の岩渕よりご挨拶を申し上げる。

**岩渕総務課長** 本日は、先ほどまでの市民生活課関連の第三者点検についてご審議をいただいたことに感謝する。休憩を挟み、ここからは先回の続きとなるが、国の個人情報保護法の改正に伴い、市でも新たに定めることになる施行条例になるが、この施行条例についての報告になる。施行条例については、すでに国のガイドラインの中で、条文の雛形に相当するものが示されており、本日は、それをもとにして事務局のほうで最初にたたき台となる条例の案文をまとめてきたので、まずはその内容を聞き取りいただき、そのうえで委員の皆様からご意見、ご感想を含めてコメントをいただければと思う。本日は、これより少しお時間を頂戴する形になり恐縮であるが、お願いしたい。

**高木部会長** 次の案件に移る。改正個人情報保護法による条例の改正等について、事務局から説明をお願いする。

**事務局** 配付資料等について確認したい。厚い資料の黄色の紙ファイルは、国から示されたガイドライン、事務対応ガイド、Q&Aと三つ綴ってある。事務局としてもまだ読み込みが不足しているところであるが、用意した。それから赤いファイルは手引きであるが、前半に個人情報保護法施行令、施行規則を参考までに綴ってある。

資料1として、黄色いファイルのうちの事務対応ガイドのうち、条例の改正に関係する部分を一部抜粋として用意したものになる。ワードデータを国から示されたことから、少し加工しているため、ファイルのものと若干違っている。一部抜粋しており、前後のつながりが分かりにくいところもあるが、資料1をご覧いただきながら説明していきたい。

それから、資料2がA3横のものだが後ほど説明するが、いちばん左側に国が示す条文のイメージ、真ん中に今回初めて示す素案の市の施行条例案、右側は備考欄に、関係する法令や情報等、そして現在の方針等を記載しているものである。

資料③の死者の情報に関しまして、まだ本日、お示しするまでには至っていないが、国からの参考になるものとして、東京の狛江市の死者情報取り扱い規則が示されたため、参考までにその規則を用意したところである。

なお、これから説明する条例案であるが、委員の皆様にご意見をいただいたうえで、反映しながら、また国からの新たな情報や他の自治体、政令指定都市などの状況などを踏まえ、今後、 条例案を固めていきたいと考えている。最終的には条例案を固めても、条例を担当する部署で 例規審査に諮るが、そこで最終的に文言や規定上の不具合があると、そこで修正することにな るが、その段階では委員の皆様には最終案としては後日、報告するような形を取らせていただくことになるが、ご了承いただきたい。

また、この案については、改めてご意見をいただく場も設ける予定ですし、死者の情報についての規定についても今後、案を示していきたいと思うが、今月末、あるいは8月上旬に日程調整したうえで開催したいと考えている。

資料2のA3横の新潟市個人情報保護法施行条例の素案をご覧いただきたい。こちらを説明する前に、確認いただきたいのは資料①の51ページに先回お示ししたように、国としては各地方公共団体において条例を定めるとしているが、条例に規定されることが想定されるものとして、開示請求における手数料と行政機関と匿名加工情報の利用に関する契約における手数料は規定するということである。

それから、条例に規定が置かれることが許容されるものとして5項目ほど記載がある。こちらは必要に応じて規定することを許容されることになっており、三つ目として条例に規定が置かれることを許容されないものが記載のとおりになっているということである。これらのルールを基にして、資料の最後に「条例イメージ」というインデックスがあるものをご覧いただきたい。国からの参考例として条文のイメージというものが示されている。事務局としては、現時点となるが、イメージの条例に沿って作成したのが資料2の真ん中にある。イメージの条文を左に記載しているものと併せてご覧いただき、真ん中の条例案を説明していきたい。

資料②の中ほどをご覧いただきたい。必要最小限の規定にとどめようという基本的な考え方である。基本的には法律のもとで個人情報保護制度を運用していくわけであるため、特別に定める必要性があるものだけとした。

まず、第1条の趣旨、「この条例は個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を 定めるものとする」とした。これは左側のイメージの条文と同じものを引用しており、次の用 語は、第2条「この条例で使用する用語は法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用す る用語の例による」ということで、第1条と第2条は入れたほうがと置いてみたところである。

続いて、左側の第3条、条例要配慮個人情報である。もし法律に定めている法第60条第5項の条例に定める記述は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述とするということは、そもそも法律で要配慮個人情報というものは定めており、それ以外に各地方公共団体において、特に配慮を要するものがあった場合は、その地方公共団体だけ適用するということで必要に応じて定めなさいというものがある。こちらは資料①の9ページに3の2の5、要配慮個人情報とあり、「この法律において要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」とある。

その下に政令第2条とあるが、次の10ページの中ほどから、①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、11ページ⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦身体障害、知的障害、精神障害、その他の規則で定める心身の機能の障害があること、⑧本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その

他の検査の結果、⑨健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと、⑩本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、⑪本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたことと定められている。11ページの最後に、条例要配慮個人情報ということで先ほど申し上げた規定がある。

12ページをご覧いただきたい。条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう、とある。したがって、条例のイメージの第3条は、そういう条例で定めるような要配慮個人情報というものがあれば、ここで規定するということになるが、当市の条例においては右側の備考欄に記載しているが、白丸の三つ目、条例第7条第2項に、「基本的人権の侵害につながるおそれのある次に掲げる事項に関する個人情報は、収集してはならない」と謳っており、(1)思想、信条及び宗教に関する事項、(2)犯罪に関する事項、(3)人種及び民族に関する事項、(4)その他社会的差別の原因となる事項、とあるのみである。つまり、要配慮個人情報というものを明確に条例で定めておらず、法律の要配慮個人情報の枠以外に特段、定める必要があるものはないと認識しており、ここのところは謳わないと考えている。

続いて、左の条文イメージの第4条、登録簿、市の機関等は、個人情報を取り扱う事務につ いて、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付けなければならない、とある。これについては 右側の備考欄をご覧いただきたい。改正法第75条第5項に個人情報ファイル簿の作成及び公 表とあり、「5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定める ところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳 簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」となっている。これについては、資料1の 20ページの5、個人情報ファイルとある。こちらは「行政機関の長は、当該行政機関の長の 服する行政機関個人情報ファイルを保有等しようとするときには、あらかじめ、委員会に対し 一定の事項を通知しなければならない。また、行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属す る行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しな ければならない」とある。これについては、従来、個人情報取扱事務登録簿というものを作成 していたところであるが、来年度からは国の法律に基づいた個人情報ファイル簿を作成し、そ れを公表しなければならないというふうに規定された。そういう規定はあるものの、従来の個 人情報取扱事務登録簿の作成も継続して作成するようであれば条例に定めるというのが、この 第4条の考え方になる。ただ、当市としては、現時点では個人情報ファイル簿を作成すれば、 登録簿の作成は不要ではないかと考えているが、ここで説明が足りなかったが、個人情報ファ イル簿は法律の施行令に定めている1,000人以上の個人情報ということになっている。従 来作成していた登録簿は人数の規定は設けていないため、少人数の場合でも個人情報を保有し

ている所管課は、登録簿を作成していたということになる。

また、本日は細かいところは説明できないが、1,000人を超えるような場合は、その都度、国に届け出る。あるいは1,000人を下回ったのでファイル簿は出さないという場合も、国に届け出るということが想定されており、今までの登録簿の作成は条例に定めないとしても、1,000人未満であっても何らかの形で各担当課が個人情報を保有していることについて把握、管理する必要性があると考えており、要綱等で定めるなりして、引き続き個人情報の保有数を把握していくことが必要ではないかと考えているところである。

続いて、資料2の2ページの条文イメージ、第5条として不開示情報。こちらは法第78条第2項の規定により、読み替えて適用する同条第1項を開示することとされている情報として、「条例で定めるものは○○市情報公開条例第○条第○項に掲げる情報とする」等示されている。これについて右側の備考欄をご覧いただきたい。改正法第78条第2項に基づき、情報公開条例の規定との整合性を図る規定を設ける場合である。「2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く)又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。」とある。分かりにくいが、個人情報保護法において不開示、個人情報の開示請求があったとしても開示しない情報というものを定めている。

資料①の28ページをご覧いただきたい。6-1-3-1-1、不開示情報(個人に関する情報)の、いちばん下の行を見ると、(1)本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報とある。このように、それ以外に31ページの枠の上に不開示情報(法人等に関する情報)とあり、枠の下の(1)法人等に関する情報として不開示となる情報。法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の①又は②に該当するものは、不開示情報とされているとある。

続いて、32ページの下の枠をご覧いただきたい。不開示情報(国の安全等に関する情報)とある。次の33ページの上の枠の下、(1)国の安全等に関する情報として不開示となる情報。 行政機関の長が、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある情報は、不開示情報とされているとある。

続いて、34ページの上の枠、不開示情報(公共の安全等に関する情報)とある。枠の下を見ると(1)公共の安全等に関する情報として不開示となる情報。行政機関の長又は地方公共団体のうち都道府県の機関が、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当な理由がある情報は、不開示情報とされているとある。

次の35ページ下の枠をご覧いただきたい。不開示情報(審議、検討に関する情報)、それについては36ページの上をご覧いただきたい。国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報となるとある。

続いて、37ページ。不開示情報(事務又は事業に関する情報)である。枠の下の(1)事務又は事業に関する情報として不開示となる情報。国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、法第78条第1項第7号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして①から⑦までに示す情報は、不開示情報とされているとある。

このように法律において不開示情報を定めているところであるが、情報公開条例という規定があり、来年度以降も引き続き各地方公共団体の条例に基づく規定がある。情報公開条例にも非公開情報を定めているが、各地方公共団体の定める情報公開条例においての個人情報の不開示情報との整合性がどうなのかというところで、個人情報保護法ではこのように規定しているが、情報公開条例では開示できるような仕組みであれば、それはここの条例に読み替え規定として謳うことができると。したがって各地方公共団体の情報公開条例の非公開情報と、個人情報保護法の不開示情報との整合性を確認してもらいたいという話である。

情報公開条例との整合性を確認しているところであるが、今のところ整合性が図られている と認識している。まだ詳細を確認しているということで検討中とはしているが、整合性がある ということで第5条の不開示情報を規定をする必要はないとしているところである。

続いて、開示請求に係る手数料で、条文のイメージ、左側に第6条として手数料、これは網掛けしているが、国は開示請求に係る手数料は、施行条例に定めなさいということになっている。私どもとしては現在、個人情報の開示請求においての手数料は徴収していない。ただし、ご負担いただいているものとして、実費でA4一面で10円である。カラーであればA4一面70円だけは徴収している。例えば、片面の印刷で10枚、白黒の個人情報の請求があって開示すれば100円いただいているところであるが、国としては、手数料を規定している。それに関しては資料①の43ページに「手数料の額」ということで法第89条と定めている。法第89条の2項において、「2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」とある。そうすると、手数料を規定して徴収することになるが、次の44ページ、国は、枠の下にあるが、(1)行政機関の長に対する開示請求の場合。開示請求に係る手数料は、保有個人情報が記録されている行政文書1件につき、オンラインによる請求の場合は200円、それ以外の場合には300円とある。これは標準額であるが、基本的に徴収する場合であれば、このような金額を定めなければいけないとあるが、45ページ、上から4行目(2)地方公共団体の機関に対する開示請求の場合。手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだ

が、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費の範囲内において条例で定めること とされている。実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること(例えば、従 量制とすること。)や、手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること。) も可能であると示している。

したがって、手数料の徴収という可能性はあるものの、国からは無料とすることもできるということが示されているため、検討しているところではあるが、情報公開請求においても手数料は取っていない。また、請求人の負担や、他の政令市の現在の動向として、同様に無料とするという考え方のようであり、現時点では手数料は無料としたいと考えて、その旨を謳ったところである。すでに大阪市の個人情報保護条例においては、手数料は無料とするということを謳っており、その条文を参考にしたところである。この無料にするかどうかについては、今後、財務の担当課との調整や他都市の動向なども踏まえて流動的なところがあるが、現時点ではということで考えているところである。

続いて、左側の第7条、「開示請求書は、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機 関が定める事項を記載するものとする。」とある。これについては、右の白丸の2番目をご覧い ただきたい。法第77条の第1項各号(開示請求の手続)とある。「開示請求は、次に掲げる事 項を記載した書面を行政機関の長等に提出しなければならない。
用示請求をする者の氏名 及び住所又は居所 二 開示請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書等の名称その 他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項とある。これについては、資料①の 53ページをご覧いただきたい。法律のもとで施行するにあたっては、施行規則に定めている 様式等も標準様式というものを定めており、その関係で今使用している様式を見直ししていく 必要がある。その中で、保有個人情報開示請求書にある情報が、54ページの上にも少しある が、ここの情報以外に必要な情報を記載する必要のある情報がある場合には、施行条例に謳い なさいとなっている。ただ、現在の開示請求書の請求であるが、個人情報保護条例の129ペ ージを見ると、個人情報の開示請求書という現在使っているものがある。市民から、私の情報 を見たいので開示してくださいという場合、この129ページの請求書を提出していただくの だが、ここにある情報が概ね網羅しているところであり、当然、私どもの手数料が無料という ことになれば、この標準様式の3の手数料のところは消したうえで使うことになるが、概ねこ の情報があって、請求書としては成立するものと考えているため、その規定は必要ないと考え ている。

続いて、2ページのいちばん下、第8条、開示決定等についての期間である。これについては、資料①の40ページ、上の枠に「法第83条、1 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間を算入しないとしている。枠の下、開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から30日以内に、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」か「保有個人情報の全部を開示しない」かの決定を行わなければならない。なお、条例に規定することにより開示決定等を行う期限を30日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に開示決定等を行う必要があるとある。現行としては

開示請求のあった、その日から起算して15日という謳い方をしている。

次の3ページの右上、備考欄の白丸の上から四つ目、条例第17条に「開示請求があった日から起算して15日以内」と謳っている。さらにすぐ上の丸のQ&Aをご覧いただきたい。国からの期間の計算についての指示であるが、期間計算の方法については、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできないとある。

個人情報保護条例の52ページに、今申し上げたように条例第17条においては、「当該開示 請求があった日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報を開示するかど うかの決定をしなければならない。」とある。これについては、下の解釈の(3)にも記載があ るが、末日についての関係の解釈があり、「期日の末日が、日曜、祭日その他の休日にあたると きは、民法142条の規定を援用し、その翌日をもって期間の満了日とするものであると。実 は、延長といいまして15日以内に決定できない場合、さらに30日延長するという制度が第 2項にあるが、その解釈については(3)の3行目になるが、一方、30日以内の延長の場合 には、「30日以内に限り延長することができる」という条文の「限り」という文言により、民 法142条の適用を除外したものと解されることから、期間の末日が日曜、祭日その他の休日 にあたる場合であっても、最大30日が限度であり、その翌日をもって期限とすることにはな らないとあるが、国としては、民法140条を適用しなさいとしている。そのため、2ページ の下にあるように、案としては、期間は変わらないのだが、条例の謳い方としては、「開示請求 があった日から14日以内にしなければならない」と。結局、請求となった翌日から2週間で ある。今は請求があった日から起算して15日であり、請求のあった次の日から2週間で変わ らないということで、引き続き期間は変えないと考えている。国は30日となっているが、決 定期間を延長するということは請求人にとっては不利益を被る可能性もあり、期間については 従来どおりにしたいということで、ただ謳い方が誤解を招きやすいが、国の表現等も含め、こ のようにしたところである。なお、延長については、30日にということで、国の30日以内 ということで同じであるため、ここは変わらず第2項は30日としたところである。

続いて左側の第9条、中で言う第5条であるが、こちらについては開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、すぐにすべてを決定できない場合は、その一部だけを決定し、残りの部分はあとで決定することができるという特例の規定を設けている。この日数についてである。こちらは資料①の42ページの中ほどに「期限の特例」を謳っている。国の場合は、通常の決定で30日、それから延長で30日であり、計60日以内に決定できない場合ということで謳っているところである。先に説明したように従来の期間を変更しないとし、ただし規定の表現を変えるということであるため、14プラス30ということで44日以内に、そのすべてについて開示決定等をすることにより、事務の遂行に著しい支障が起こる場合にはということで、このように規定をしたところである。

続いて、その下の左側の第10条は、保有している個人情報で開示請求があったうえで確認 したところ、実施機関が保有している個人情報に間違いがあった場合等についての訂正が求め られるという規定である。それから、続いて4ページの下の左側の第11条は、利用停止と言い、同じく個人が保有個人情報の開示請求をしたところ、この保有している個人情報については収集の規定や収集の制限等を超える、あるいは目的とは違うことに利用しているのではないかというような疑義があった場合には、場合によっては本人の情報を利用することの停止を求めるという制度になっているが、この二つについても先ほどの開示請求と同じように、決定から同じく今まで15日としていたため、期間を変えずに規定の表現だけを14日以内と直したということである。それが中ほどの第6条と第7条のところになっている。

次に、資料2の5ページ、中ほどに行政機関の匿名加工情報の利用に係る手数料である。左 側の第12条とあるところで、こちらも国からは施行条例で規定しなさいということで網掛け になっている。これについては、まず匿名加工情報についての説明をしたいと思う。資料①の 14ページの下の枠、行政機関等匿名加工情報があり、これも今まで新潟市では規定されてい ない新たな規定となっている。これについては、次の15ページの枠の下、「行政機関等匿名加 工情報とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保 有個人情報の全部または一部を加工して得られる匿名加工情報を言う」とある。なお、行政機 関匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するもので ある。したがって、保有個人情報に行政機関情報公開法に規定する不開示情報が含まれる場合、 これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、 当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外しているとある。それらは(1)から(3) までで、下の(1)「法第75条第2号各号のいずれかに該当するもの又は同条第3号の規定に より同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものではないこと | と、先ほどの個人情報ファイル簿に載っているものが条件となっている。1,000人以上と いうことで、次に、16ページの上の(2)「行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の 長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関 又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されてい る行政文書等の開示の請求 [中略] があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行う こととなるものであること」とし、①「当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部 又は一部を開示する旨を決定すること」、②「行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2 項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例[中略]の規 定により意見書の提出の機会を与えること」、(3)[行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑 な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構 成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること〕等を謳 っている。非常に分かりにくいが、行政が保有している各種いろいろな個人情報を、本人を特 定できない、または戻せない状態で加工した情報を民間等に求められた場合に提供することが できるという制度になっている。そのため、その場合に、手数料がその企業から徴収すること が必要だということで、匿名加工情報の利用に関する手数料を定めるとなっている。

ちなみに、こちらの資料では省略しているが、資料1の46ページの手数料の額ということで、法第119条とあるが、政令の第31条が下に記載しているが、ここで手数料の額につい

ては、「2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。」とある。次の47ページ、(1)行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円、(2)行政機関匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額と謳っているところであり、個人情報ファイル簿を公表しなければいけないという規定があるように、地方公共団体においては1,000人以上の個人情報の保有している者についてホームページに掲載する。そして年1回、最低1か月以上、募集し、その情報を利活用したいという企業等が応募してきた場合には、それについて協議し、適正かどうかを審査し、契約を結んで、加工した情報を提供するということになる。これは国が新産業の創出という目的もあり、このような仕組みを設けられたところであるが、この匿名加工情報については、今回新たな制度ということではなく、平成28年度の法改正のときに、すでにこのような規定が新たに設けられていたところであるが、地方公共団体においては努力義務ということであったため、当市は今まで規定していなかったというものである。都道府県と政令指定都市以外の地方公共団体は努めなさいというだけで、都道府県と政令指定都市は義務化された。

なお、実際にどのような応募があるのか読めないところであり、国においては保有する情報が多いこともあるのか、匿名加工情報の利用が多いようであるが、地方公共団体においては、今まで1件の実績があり、介護保険の世帯の所得状況を提供してほしいと。それによって所得別での介護保険のサービスを受けている世帯に対して、どのようなサービスがほかに提供できるかということを示せるのではないかというような案件があったということで、地方公共団体としては、これが今後、どれだけのニーズがあるのかどうか、とりあえず手数料だけは条例に定めるということになっている。

なお、金額については、標準額ということで、別に定める場合は、各地方公共団体において の特殊性があった場合はということで、この標準額をそのまま適用するという形になると思う。 最後、6ページの左側に第13条として、市の機関(議会を除く。以下同じ。)は、次のいず れかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく 意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、○○市個人情報保護審査会条例第○○条に 規定する○○市個人情報保護審査会に諮問することができる、というようなことを謳っている。 したがって、当市も名称は審議会になるが、来年度以降も第三者点検もそうだが、必要があっ た場合、審査をするような場面もありえるかもしれないということで、規定を設けるところで はあるが、条例の担当課と協議したところ、当市の審議会の名称が、次の7ページ、上の表を ご覧いただきたい。実際に、審議会の規定については、新潟市の附属機関設置条例で定めてお り、現在、上にあるように「新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」という名称 で所掌事務として1から4に謳っているところであるが、名称に情報公開や公文書管理という ふうに昨年、一緒になった関係で名称が変わったため、法の施行条例において情報公開等、違 う制度を施行条例に入れると紛らわしいのではないかという話もあり、引き続き設置条例にお いて定めていきたいと考えている。矢印があるが、下の表で、国の示したような謳い方を入れ てみたところ、審議会の名称は変わらないが、いちばん右の所掌事務で、個人情報に関しては、 第4項、第5項として、市の機関は次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な 取り扱いを確保するための専門的な意見を入れてみたところである。なお、第三者点検は、第 5項で謳っている。

資料①の49ページ、地方公共団体に置く審議会等への諮問ということで、諮問することができるということは法第129条にあるが、その枠の下、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる。次に、以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサーバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的な判断をされる場合を言うとある。以前にも説明したように、類型的に今までの条例のように、目的以外で利用する場合には審議会に意見を聞くことができる等は条例で謳うことはできないということであるが、特に必要な場合等があった場合には、こちらの個人情報部会で実施機関が意見を求めるようなことの可能性を持たせたいと考えているところであり、それについては、条例にそこまでを細かく入れるか、あるいは部会の運営要綱等を別に定め、特に必要な場合等を入れた上で対応できるような規定を設けるということを考えていきたい。以上、たたき台になるが条例案について説明したところである。

**高木部会長** ただいまの報告に対して質問はないか。

**山本委員** 現行市条例第7条第2項、これを要配慮個人情報と市条例では呼んでいないが、思想とか宗教とか民族というような文言だけ見れば法よりも広いものをカバーしているようにも見える。事務的ガイドラインの10ページの解釈のとおり、法律の文言において市条令のものがすべてカバーできているということだから、特段の規定は条例によってする予定がないということで、よろしいか。

**事務局** 今のところ、そのように考えている。

**山本委員** 次に、現状の現行条例第8条第2項だと、目的外利用を外部提供した場合は、原則として公表するということになっているが、新しい条例案については、そのような規定が置かれないということでいいのか、伺いたい。

**事務局** 法律において、目的外の利用については制限があるが、特段、それについての規定を設けるということは考えていないということが国の考え方であり、条例では謳わないとした。

**山本委員** 個人的には、目的外利用に関して、条例において運用状況の公表の中で、目的外利用 の提供先や件数を市民に示すことで、市としてのプライバシー保護なりのあり方を、そのよう な形で示すというやり方は、これ自体はQ&Aも妨げるものではないと言っているため、あってもいいのではないかという気はしている。目的外利用について、国のガイドラインがあると はいえ、市として、内部的な効果として適正な運用がなされるような何らかの意味での制約的 なもの、先ほどのお話ではないが、アクセスログをとっているといった、市の職員としてきちんとしないといけないという方向に動くような、某かの仕組みというものは引き続き担保されていいのかなと個人的には思っている。それは目的外利用の件数や提供先等を公表することで、担保できる部分もあるのかなと考えているので、それについて引き続きご検討いただければと 思う。

それから、第1条に関して、理念や責務規定を置いてもいいとされているが、新潟市として I T関係の企業を遠くから呼び込むことを念頭において、プライバシーはそれなりに配慮して いますよ、といった姿勢を示したいのであれば、何らかの定めを置いてもいいのかなという気 はしている。これもご検討いただければと思う。

最後の、審議会の役割に関して、調査する権限も新しい設置条例で剥奪されることになっているが、これは「調査、審議」(新潟市附属機関設置条例別表)と現在定められている部分に引っかかったのかもわからないが、調査検討すること自体はQ&A上も妨げていないと思うので、調査まで権限を奪う必要はないのではないか。「調査、審議」の「審議」に問題があるとすれば、「調査、検討」としておけばよいと考える。これだと何らかの調査が自主的にできない、やってはいけないということになり得るので、そこまで権限を狭める必要はないのではという感じがした。

それから、先ほども申し上げたが、年度末にやっているような状況報告と絡めて、審査会の件数の応答拒否とか、非開示決定とかの状況報告も、これだとなくていいという話になるので、それはどうかという気はする。規定の書きぶりはたしかに面倒だと思うが、そのようなものも、施行条例に運用状況報告については別に定めを置くなどして、何らかの形で、それを担保してもいいのではないか。これは加工情報の提供状況の状況報告もそうだが、そこに先ほど申し上げた目的外利用の状況の報告も含めておいた方が良いと思われる。設置条例で状況報告というものの仕組みを置いて、そこで従来のものと目的外利用について状況報告、加工情報の状況報告はあったほうがいいと考える。

- **事務局** 委員のご指摘の件で、特に目的外については、たしかに条例のイメージにはないわけだが、市として条例を保有するうえでの責務があるので、この目的外についての規定については考えていきたい。
- **山本委員** 京都市の答申では、提供先の公表を義務化することも求めているので、参考にされたい。
- **事務局** プライバシー等、責務についても実はたたき台を作るうえで、入れることについては妨げないということはあったが、条例の担当課は、なるべくシンプルにということを言われたが、研究していきたいと考えている。

審議会の関係については、おっしゃられるとおりで、そこら辺については可能な限り、現状の所掌事務をなるべく変えないようにはしていきたいなと考えている。またこれについても研究していきたい。

山本委員 もう一つは死者の情報に関して、まず、法形式としては要綱ではなく規則でやったほうがいいのかなという気はしている。要綱だと非開示決定があったときに、それがそもそも処分性があるのか等の問題があり、市長の規則に基づき開示・非開示を決定するなど処分性が担保されるような形で対応されたい。これも感想というか意見で、あとは死者と密接に関連する人、遺族もそうだが、それを新たな個人情報保護条例と死者に関する規範のどちらに置くのかということも問題となる。京都市の場合は社会通念上、密接に死者と関係ある人の情報については、個人情報として扱っていいのではないか、運用面での手当てが必要と述べており、それ

をどちらの規範に委ねるかということも、おそらく今後、検討が必要になる。

**事務局** 資料3の狛江市の取扱規則をご覧いただくと、第2条の定義のところで死者の情報ということで謳ってあり、第3条で実施機関は遺族の権利、利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うものとすると定めている。また、中ほどの第5条で開示請求方法、今、山本委員がおっしゃられたように、開示請求があったときに、これについてどうするかというところも一つ課題があるかなと思っている。

また、次のページの中ほどの第6条で、やはり従来と同じように開示請求があったら、いつまでに開示するとか、下のほうには延長するとかというような手続き等もそうだが、いちばん大事なのはご指摘があったように、遺族の関係をどうするのか。それから、本人確認というのはしっかりと定めておかないとまずいのかなというところは考えている。狛江市の場合は、最後の5ページに表があるが、開示請求者というものが想定されているのが四つある。左上に開示請求者があって、1、死者から財産を相続した相続人、2、死者が不法行為による損害賠償請求等を相続した相続人、3、死者の死に起因して相続以外の原因による死者の権利、義務を取得した者、4、死亡した時点において未成年者であった死者の親権者等があります。これは、関連質問を各地方公共団体から国に出していて、例示としてあり、今でも非常に悩ましいところがあり、死者の情報については基本的には条例には盛り込めないけれども、その遺族に関してというところが触れていて、国の見解が非常に曖昧なので、現時点でも我々はまだ解釈がはっきりできていないところがある。

したがって、事務局としては現時点では規則とか、あるいは要綱で定めるくらいかなと考えている。条例では厳しいのかなと思っているが、違う視点で見ると、国は「死者についての規定を別の条例で定めることは妨げない」と書いてあったり、あるいは情報公開条例の個人の情報との関連があるので、要綱でいいのだろうかという意見もあり、非常に錯綜しているところがあるので、その中で次回には、また情報を入手して考え方が少しでも整理できればお示ししたいと考えている。

## 高木部会長 ほかに質問はないか。

内山委員 不開示情報のところで、「情報公開条例との整合性がある条例には、特に規定する予定がない(検討中)」とお聞きしたが、今、手元に情報公開条例を持っているが、6条の(2)に、審議会の意見を聞いたうえで公開することができる情報というものが、(2)の工の公務員の職務の遂行に関する情報と、オの市の機関が実施する事務事業に関する情報は、審議会の意見を聞けば個人情報であっても公開することがある。

## **事務局** 公開しないとする。

**内山委員** しないのか。これはこの新しい新条例案の不開示情報のほうで、特に条例で定めなく ても問題はないのか。

**事務局** 今の時点での解釈としては、審議会のうちの情報公開部門があるので、そちらのほうでの意見を聞くことは引き続きできるという認識でいたもので、そうなると個人情報保護法との関連だとおかしくなってくるのか。

**山本委員** 情報公開制度と個人情報保護制度は公開の目的が違うので、その点も踏まえて検討が

必要ではないか。

事務局 少し整理したいと思う。

- **内山委員** 現状では、情報公開条例がそのままあるわけで、そのまま情報公開のほうの審議会の 意見を聞いていくことを予定しているのか。
- **事務局** はい。そのように認識していたところである。ただ、今、情報公開条例の話があったが、 14日とか44日というのは、こちらも直さなければいけない。こちらが15日としておくと、 請求人にとっては混乱するだろうということで、若干、個人情報保護制度の改正に引きずられて一部改正するところがあるが、そういうところももし必要があれば考えていきたいと思う。
- **高木部会長** ほかに、質問があればお願いする。とりあえず今日はこの辺りで一区切りということにしてよろしいか。

事務局 はい。

高木部会長 事務局にお返しする。

**事務局** 本当に説明が足りなくて申し訳ない。本来であれば、分厚い資料でもっと時間があれば、もう少し丁寧に説明できるかなと思っていたが、つながりが分かりにくかったかなと思うが、申し訳ない。素案は本日の段階でということで、委員の皆様からいただいた意見も踏まえ、他都市の状況なども研究したうえで、次回にお示しできればと考えている。なお、提示したこと、あるいはそもそもの制度について、ご質問等あれば、いつでもメール等いただければと思う。本日は、これにて閉会する。